



平成 23 年 3 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社パルコ  
代表者名 代表執行役社長 平野 秀一  
(コード：8251 東証第一部)  
問合せ先 広 報 室 長 請川 隆良  
(TEL. 03-3477-5710)

イオン株式会社からの提案書の受領と、それに対する当社取締役会の見解について

当社は、主要株主であるイオン株式会社（以下「イオン」といいます。）より、当社との協力関係に関する提案を受領し、本日、当該提案に対する当社取締役会の見解をイオンに送付いたしましたので、これに関連して、以下のとおりお知らせいたします。

イオンは、平成 23 年 2 月 22 日、プレスリリース「株式会社パルコの株式取得に関するお知らせ」を公表しております。その後、当社に対して以下のとおり提案等がなされ、当社は平成 23 年 3 月 29 日正午を期限として、当該提案等に関する当社の考えにつき回答を要求されましたが、本日、当該提案等に対する当社取締役会の見解として別紙 G の書類をイオンに送付いたしましたので、ここにお知らせする次第です。

- ・ 平成 23 年 3 月 17 日、イオンより「貴社と弊社の協力関係の構築につきまして」（別紙 A）と題する書面（以下「本提案」といいます。）を受領
- ・ 当社は「本提案」内容についての初期的な趣旨確認のため、平成 23 年 3 月 19 日付当社書簡「質問書」（別紙 B）をイオンに送付
- ・ これに対しイオンより平成 23 年 3 月 23 日付「回答書」（別紙 C）を受領
- ・ 当社は「本提案」及び「回答書」について、平成 23 年 3 月 24 日付当社書簡（別紙 D）をイオンに送付
- ・ イオンより当社のガバナンスに関する事項の詳細な提案として平成 23 年 3 月 25 日付「貴社のガバナンスに関する再提案」（別紙 E。以下「再提案」といい、「本提案」、「回答書」とあわせて「本提案等」といいます。）を受領
- ・ 平成 23 年 3 月 28 日付にてイオンより「資本・業務提携に関する基本合意書」（別紙 F。以下「基本合意書」といいます。）案を受領
- ・ 当社は「本提案等」及び「基本合意書」案に対する現時点における当社取締役会の見解として、平成 23 年 3 月 29 日付当社書簡「貴社提案に対する弊社取締役会の見解について」（別紙 G）をイオンに送付

当社取締役会は、「本提案等」及び「基本合意書」案について、当社の企業価値・株主価値最大化の観点から真摯に検討して参りました。現時点における「本提案等」及び「基本合意書」案に対する当社取締役会の見解は以下のとおりです。

1. 当社議決権の 10%超取得後 1 ヶ月に満たないうちに、イオンから「本提案等」を受領しておりますが、イオンと当社とは、従来ビジネス面における協業機会のごく限定的であり、イオンと当社相互の事業内容等について理解する十分な期間を経ているとは考えられません。

2. また、その提案内容につきましても、例えばイオンの平成23年2月22日付プレスリリースにおいては、「当社としては、当社によるパルコ株式保有割合を20%未満としつつも、パルコとの提携効果を高めるために、パルコを当社の持分法適用会社とすることも企図しています」と公表していたのに対し、「本提案」においては当社をイオンの子会社とすることも選択肢であるとの意思を示している等、当初よりも大幅に踏み込んだ、当社経営の根幹に関わる提案であると認識しております。
3. 多くの企業が去る3月11日に発生した東日本震災への対応に追われており、当社としても、被災地エリアの従業員とその親族の安全確認、仙台店の営業再開、及び計画停電等で混乱する中で各店舗の営業を円滑に行うことに注力している中、イオンは当社に対し、「本提案」受領から2週間に満たない本日正午を期限とする回答を求めています。かかる重要提案に対する検討期間としては極めて不十分であると言わざるを得ません。
4. さらに、「回答書」及び「再提案」によれば、イオンは、当社が「本提案等」に「賛同」する場合、「基本合意書」を本年3月末までに締結するとの意向です。上述のとおり当社経営の根幹に関わる事項を含む文書となることから、平成23年3月24日付当社書簡（別紙D）にて早期の「基本合意書」案の提示をお願いしておりましたが、3月28日ようやく受領したところです。  
なお、この「基本合意書」案には、イオンが開発検討しているショッピングセンターに、当社の店舗を出店することや、イオンが運営するフォーラス及びビブレを当社に移管することなど、当社のビジネスモデルに多大な変更をもたらす内容が盛り込まれております。

かかる状況において、イオンの出資比率を大きく上回る10名中3名という割合でイオンから取締役を受け入れること、さらにその中に代表執行役会長（CEO）を含むことに対しては、当社の事業の中核を成すテナント様及び従業員の理解を得ることが著しく困難であり、当社の企業価値・株主価値向上に繋がるものかどうか、現時点においてイオンから受領した情報のみに基づいて確信するには至りませんでした。従いまして、「再提案」における当社ガバナンスについての提案は、善管注意義務の観点に照らしても、イオンの提案通りの形で受け入れることは出来ません。また、その帰結として、イオンが希望する日程での「基本合意書」締結も受け入れることは困難です。

一方、「本提案」に記載のある各種施策に関しては、当社とイオンの双方の利益になる事項について引き続き真摯に検討して参りたいと考えております。ただし、「本提案等」に含まれております、当社企業価値・株主価値に重大な影響を与える諸点について十分な説明を受けておりません。「本提案」にあるような広範な業務提携を円滑に進めるには、十分な相互理解が不可欠であると考えており、イオンとの定期会合の開催等を通じ、具体的な提携のあり方について議論を深めていくことを提案しております。

なお、当社特別委員会は、第69期定時株主総会にて承認されました大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「本方針」といいます。）に基づき、「本提案等」が本方針に基づく一連の手続きの対象となるものかについて検討を開始する予定です。

当社取締役会は、「本提案等」、それに纏わる一連のやり取り、及び当社取締役会の回答は、当社株主にとって重要な事実であると判断し、東京証券取引所の適時開示基準に基づきそれらを公表することといたしました。当社取締役会は、当社株主を含むお客様、テナント様、従業員等ステークホルダーのお考えも踏まえながら、引き続き当社企業価値・株主価値最大化に向けて努力して参ります。今後、皆様にお伝えすべき事項が発生した場合には随時お知らせいたします。

以 上

- 別紙 A イオンからの「貴社と弊社の協力関係の構築につきまして」（平成 23 年 3 月 17 日付）
- 別紙 B 当社からの「質問書」（平成 23 年 3 月 19 日付）
- 別紙 C イオンからの「回答書」（平成 23 年 3 月 23 日付）
- 別紙 D 当社からの書簡（平成 23 年 3 月 24 日付）
- 別紙 E イオンからの「貴社のガバナンスに関する再提案」（平成 23 年 3 月 25 日付）
- 別紙 F イオンからの「資本・業務提携に関する基本合意書」案（平成 23 年 3 月 28 日付）
- 別紙 G 当社からの「貴社提案に対する弊社取締役会の見解について」（平成 23 年 3 月 29 日付）